公営企業会計の適用の取組状況（令和７年４月１日時点）

「公営企業会計の適用の更なる推進について」（令和６年１月 22 日付け総財公第１号総務省自治財政局長通知）において、簡易水道事業及び下水道事業については、特に公営企業会計を適用する必要性が高いことから、早急に公営企業会計を適用するよう要請してきたところである。

令和７年４月１日時点での両事業における公営企業会計の適用の取組状況は、以下のとおりである（人口規模別の取組状況は別添のとおり。）。

＜簡易水道事業＞

簡易水道事業については、「適用済」又は「適用に取組中」が全体の 98.9%（前年度比 0.2 ポイント増）の 521 事業となった。

＜下水道事業＞

下水道事業については、「適用済」又は「適用に取組中」が全体の 99.2%（前年度比 0.2 ポイント減）の 3,476 事業となった。

（単位　事業）

	簡易水道事業				下水道事業			
	R6.4.1時点		R7.4.1時点		R6.4.1時点		R7.4.1時点	
① 適用済	499	(96.1%)	515	(97.7%)	3,448	(98.7%)	3,471	(99.1%)
② 適用に取組中	13	(2.5%)	6	(1.1%)	26	(0.7%)	5	(0.1%)
小計	512	(98.7%)	521	(98.9%)	3,474	(99.4%)	3,476	(99.2%)
③ 検討中	6	(1.2%)	4	(0.8%)	10	(0.3%)	5	(0.1%)
④ 検討未着手	1	(0.2%)	2	(0.4%)	10	(0.3%)	22	(0.6%)
合計	519	(100%)	527	(100%)	3,494	(100%)	3,503	(100%)

（注１）　下水道事業は、公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。）、流域下水道事業、農業集落排水施設事業、漁業集落排水施設事業、林業集落排水施設事業、簡易排水施設事業、小規模集合排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業及び個別排水処理施設事業をいう。

（注２）　「合計」は、地方債の償還のみの事業（想定企業会計）、既に統合・廃止が決定しており、将来にわたり継続を見込まない事業で、その旨を公表している事業等を含まない数字である。

（注３）　構成比は小数点以下第２位を四捨五入しているため、値の合計が一致しない場合がある。

○　人口規模別の調査結果（別添）や過去の調査結果等については以下 URL を参照。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html

○　公営企業会計の適用に関する総務省通知については以下 URL を参照。

・「公営企業会計の適用の推進について」（平成 27 年1月 27 日付け総務大臣通知）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000336548.pdf

・「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」
（平成 27 年1月 27 日付け総務省自治財政局長通知）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000336549.pdf

・「公営企業会計の適用の更なる推進について」（平成 31 年1月 25 日付け総務大臣通知）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000597144.pdf

・「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」
（平成 31 年1月 25 日付け総務省自治財政局長通知）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000597145.pdf

・「公営企業会計の適用の更なる推進について」（令和6年1月 22 日付け総務省自治財政局長通知）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000924094.pdf